

## 妊産婦への支援

# 妊産婦安心出産支援事業

出産可能な産科医療機関までの距離が遠いことによる妊産婦さんの負担軽減を図るため、妊産婦健診と出産にかかる交通費・宿泊費の一部を助成します。

### 対象者

羽幌町に住所をもつ妊産婦さんで、町外の医療機関で妊産婦健診等を受けた方（ただし、里帰り出産等で、他市町村滞在中に受けた妊産婦健診等は除きます）

### 助成の内容

#### 妊産婦健診・出産に要する交通費に対する助成

片道1,225円×2（往復分）の3分の2相当×受診回数分

※片道料金は最寄りの産科医療機関までの距離からJR運賃を参考に設定されています。

※移動手段は問いません。また、領収書等の支払を証明する書類も不要です。（実際にかかった交通費や公共交通機関利用等を助成するものではありません）

#### 離島妊産婦の妊産婦健診・出産に要するフェリー代や高速船運賃に対する助成

※離島住民旅客運賃割引適用後の運賃全額

※離島住民旅客運賃割引証を利用しない場合であっても、割引証を利用した金額となります。

#### 出産のための宿泊費に対する助成

実際にかかった額（1泊上限5,000円）の3分の2相当（ただし出産前5泊を限度とします）

※本人の宿泊費のみが助成対象です。

※食事代は助成対象外です。

※助成を受けるためには、宿泊施設が発行する領収書が必要となります。

※領収書は、食事代を含まないものか、食事代がわかるように記載されたものに限りです。

※離島の妊産婦は、妊産婦健診のための宿泊費も助成します。（ただし、健診1回につき1泊を限度とします）

### 助成の範囲

平成28年4月1日以降の妊産婦健診、出産が助成対象となります。

助成の回数	母子手帳交付後の妊婦健診	14回	合計16回	※産後健診は概ね1ヶ月以内が目安となります。
	出産時	1回		
	産後1ヶ月健診	1回		

### 助成の方法

一度は妊産婦さんに負担していただきます。申請後、ご指定の金融機関に町から助成金を振り込みます。

### 申請手続き

申請は健診毎でも、まとめてでも可能です。すこやか健康センターまたは天売・焼尻支所で申請手続きができます。

#### 申請に必要なものは以下のとおりです

- 1 申請書（すこやか健康センター、天売・焼尻支所にあります）
- 2 印鑑
- 3 振込先金融機関の情報がわかるもの
- 4 健診受診状況、出産状況、宿泊状況、船賃を確認できるもの
  - ・母子健康手帳
  - ・宿泊代の助成を受ける場合は、食事代を含まない領収書または食事代がわかるように記載された領収書
  - ・離島の方は、船賃の領収書